

指定候補文化財調書

- 1 名称及び員数 豊臣秀吉禁制 1 通
- 2 文化財の種類 有形文化財(古文書)
- 3 所在地 厚木市上落合 6 6 9 番地
- 4 所有者の所在地及び名称 厚木市上落合 6 6 9 番地
宗教法人長徳寺 代表役員 内藤 祥世
- 5 構造・法量 紙本墨書 折紙 縦 4 6 センチメートル
横 6 5 センチメートル
- 6 所 見

本資料は、上落合の長徳寺に伝わる豊臣秀吉の朱印状であり、天正 1 8 年（1 5 9 0）5 月に「相模国大中郡内落合郷長徳寺」宛てに発給した禁制文書である。

長徳寺は寛喜 2 年（1 2 3 0）に浄土真宗に改宗したと伝えられ、古くは真言宗の寺院であったという。浄土真宗の古跡、相模 6 か寺の一つであり、かつては相模・武蔵両国内に 1 1 か寺の末寺があったと記されている資料が残る（『厚木市史』近世資料編（1）社寺 資料 6）。なお、本資料については『新編相模国風土記稿』において言及されている。

文意は秀吉が配下の軍勢に対し、兵士による住民への乱暴や狼藉、放火、長徳寺や周辺住民への不当な行いを固く禁止し、もしも、これに違反する者がいたら、直ちに厳罰に処すというものであり、文末の天正 1 8 年 5 月の年紀の下に秀吉の朱印が押される。

厚木市域において豊臣秀吉が発給した禁制は、これまでに 7 点が確認されているが、現在市内に所在するのは、本資料及び東町の溝呂木家所蔵資料の 2 点のみである。

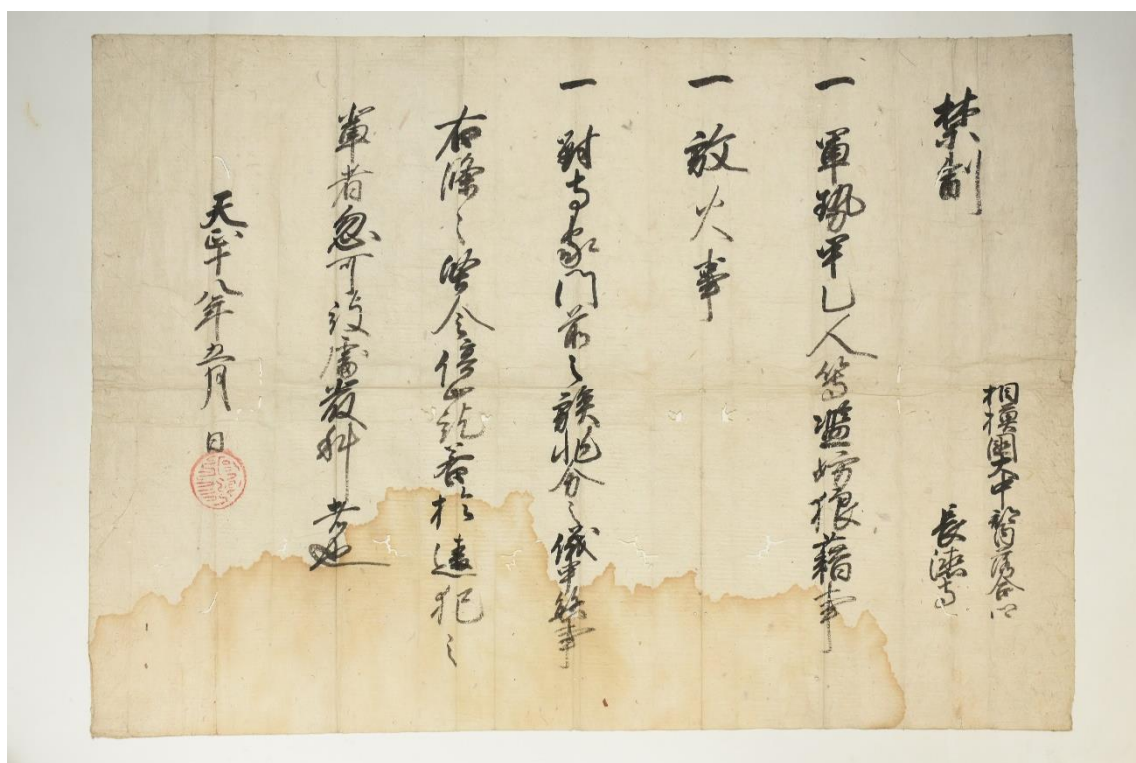
天正 1 8 年 5 月の時点で、豊臣秀吉は小田原城の北条氏を攻略中であり、既に厚木地域においても秀吉軍の勢力が及んでいたことが推定される。長徳寺は秀吉から禁制の発給を受け、秀吉軍の乱暴や略奪から逃れ、安全を保障してもらったものと考えられる。

本資料は、市内に残る豊臣秀吉禁制の原本であり、長徳寺宛てに発給されたものとして、地域の歴史を考える上で価値が高く、極めて貴重な資料であると思われる。

【参考文献】

厚木市 1989 『厚木市史』 中世資料編

厚木市 1986 『厚木市史』 近世資料編（1）社寺



禁制

相模國大郡内落合郷
長徳寺

一 軍勢甲乙人等 濫妨狼藉事

一 放火事

一 對寺家門前之族 非分之儀申懸事

右條々 堅令停止訖 若於違犯之

輩者 忽可被處嚴科者也

天正十八年五月日



禁制

相模國大郡内落合郷
長徳寺

一 軍勢甲乙人等 濫妨狼藉事

一 放火事

一 對寺家門前之族 非分之儀申懸事

右條々 堅令停止訖 若於違犯之

輩者 忽可被處嚴科者也

天正十八年五月日〇(秀吉朱印)